

～元気で笑顔あふれる ふれあいと支え合いのまちづくり～

vol.20
2019 JULY

ささえ愛かいご

高齢者安心生活支援情報誌

島原半島内の3市（島原市、雲仙市、南島原市）では、島原地域広域市町村圏組合が介護保険行政を運営する保険者となり、共同運営を行っています。



☆ 貯筋教室 ☆

～男だらけの教室（南島原市）～

男性のみの教室です。かっこよく元気な男性になりたい方は、ぜひ、のぞいてみましょう！

- 場 所：布津保健福祉センター「湯楽里」
- 日 時：毎週 水曜日 14：00～15：30

消費税率の引き上げに伴い、低所得者の保険料率が軽減されます。

Contents

令和元年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算	2
低所得者の介護保険料軽減強化の対応について	3
施設サービス等利用時の食費と部屋代の自己負担が軽減される制度	4
認定を受けられている方に「負担割合証」をお送りします	5
いつまでも元気で過ごすための運動教室のお知らせ！	6
地域リハビリテーション活動支援事業の紹介	7
介護保険認定調査員（登録調査員）の募集	8
非常勤職員の募集について	8

いまこそ「養生訓」ようじょうくん

（運動・栄養・休息に過不足なく生活）

高齢者になっても、運動により筋肉を増やし、脂肪を減らすことで、若いころの自分の元気な体を維持しましょう。

今日の、介護予防事業につながります。

貝原益軒先生の指南書

令和元年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算

総務企画係 TEL0957-61-9101

令和元年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算が、島原地域広域市町村圏組合議会3月定例会で可決されました。

予算総額は、182億8,659万2千円となり、予算規模は前年度予算と比べ、2億1,774万7千円（1.2%）の増額となりました。

島原半島の皆様が、お住いの地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのために使わせていただいております。

■歳入の状況（単位：千円）

保険料	3,400,834	特別徴収、普通徴収及び滞納繰越分普通徴収保険料
分担金及び負担金	2,686,127	島原市、雲仙市及び南島原市の介護保険運営費負担金
使用料及び手数料	1,253	督促手数料、地域支援事業及び地域密着型サービス等申請手数料
国庫支出金	4,716,203	介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金など
支払基金交付金	4,737,468	社会保険診療報酬支払基金の介護給付費交付金など
県支出金	2,553,692	介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金など
財産収入	71	利子及び配当金
寄附金	1	
繰入金	189,423	介護給付費準備基金繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金など
繰越金	1	
諸収入	1,519	雑入など
計	18,286,592	

■歳入の状況（単位：千円）

総務費	382,499	一般管理費、賦課徴収費、介護認定事務費、趣旨普及費、計画作成委員会費など、介護保険に要する事務費
保険給付費	17,042,808	介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費など
地域支援事業費	801,442	介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費・任意事業費など
基金積立金	71	介護給付費準備基金
公債費	199	
諸支出金	56,573	還付金、返還金など
予備費	3,000	
合計	18,286,592	

【主な新規事業など】

○訪問型サービスA「生活援助型」（介護予防・生活支援サービス事業）

認定ヘルパー養成講座を受講し終了した「認定ヘルパー」により生活援助（買い物、調理、掃除など）のみを実施する（身体介護を行わない）。

○地域ケア会議推進事業「自立支援ケア会議」（包括的支援事業（社会保障充実分））

高齢者の生活における質の向上を目指すため、多職種から助言を得る会議。

○地域ケア会議推進事業「プラン検討会議」（包括的支援事業（社会保障充実分））

ホームヘルパーの回数が一定の回数よりも多いケースに対し、適切であるかどうかの検討を行う会議。

○「介護の魅力発見講座」（任意事業）

介護職員研修と介護人材育成を目的に、「介護の魅力発見講座」を委託により実施。

低所得者の介護保険料軽減強化の対応について

業務係 TEL0957-61-9101



65歳以上の方の介護保険料は、第5段階の「基準額」を基に収入・所得等に応じた10段階となっています。

令和元年10月の消費税引き上げに合わせて、所得段階第1段階から第3段階の方の保険料負担の軽減を行います。

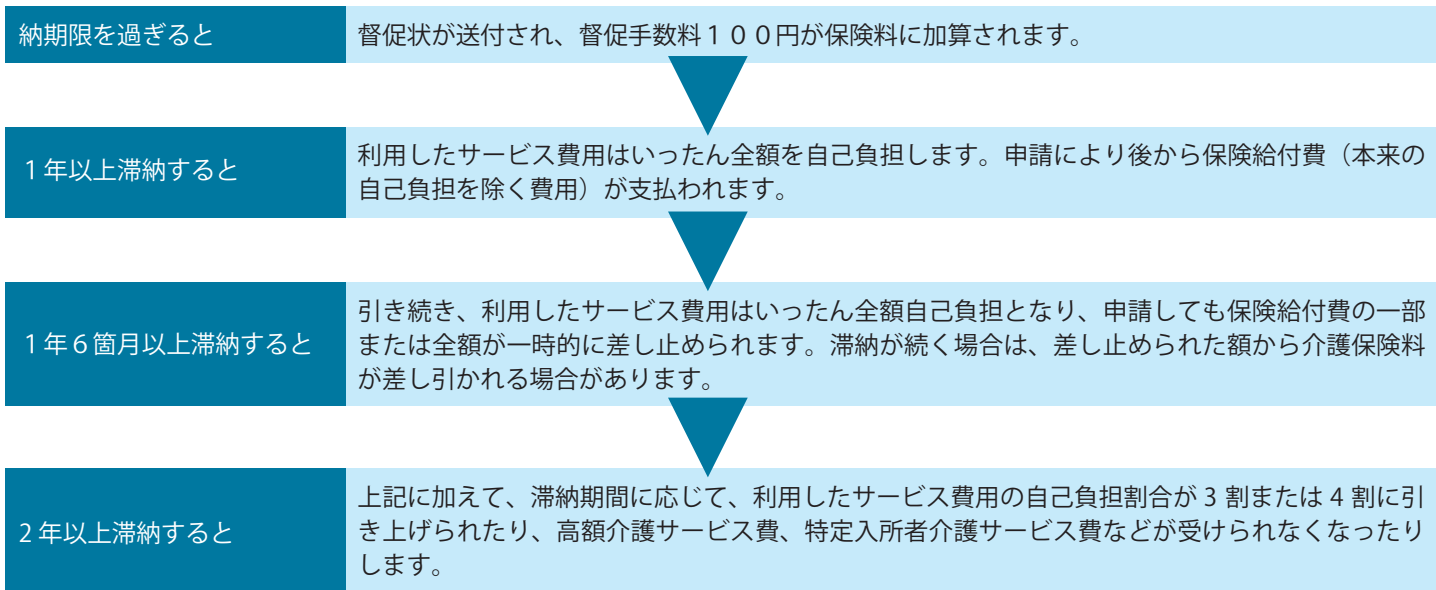
■ 65歳以上の方の介護保険料

所得段階	対象者の要件	負担割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.375 ↑ 0.45	29,300 ↑ (35,100)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.625 ↑ 0.75	48,800 ↑ (58,500)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.725 ↑ 0.75	56,600 ↑ (58,500)
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	70,200
第5段階 （基準）	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	1.00	78,000
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.20	93,600
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.30	101,400
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	117,000
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.55	120,900
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.70	132,600

介護保険料を納めないでいると...

業務係 TEL0957-61-9101

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。



施設サービス等利用時の食費と部屋代の自己負担が軽減される制度

給付係 TEL0957-61-9101

- 介護保険施設サービス等を利用した時の食費・部屋代は、原則として被保険者の自己負担になりますが、市民税世帯非課税等の低所得者は、自己負担額が軽減される場合があります。

- この軽減を受けようとする場合は、負担限度額認定の**申請が必要**です。

【申請に必要な書類】

- ・ 介護保険負担限度額認定申請書、同意書（申請書の裏面）
 - ・ 預金通帳の写し、各種資産等を証明する書類の写し（預金通帳を複数お持ちの場合は、全ての通帳の写し）
- ※書類に不備がある場合は、審査ができませんのでご注意ください。

- 認定後、『**介護保険負担限度額認定証**』（桃色）が送付されます。

この認定証を利用している施設等へ提示すると食費と部屋代が軽減されます。

- 認定証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までの最大1年間です。

現在、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの期間を対象とした認定申請の受け付けを本組合介護保険課及び構成市（島原市・雲仙市・南島原市）の市役所（支所）の介護保険担当窓口で行っています。

- 下表内の対象となる施設等を利用した場合にのみ適用されます。

対象となるサービス	対象とならないサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護医療院 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 短期入所生活（療養）介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ 有料老人ホーム ・ サービス付高齢者住宅 ・ 小規模多機能型居宅介護 等

- 食費・部屋代の利用者負担段階と負担限度額

負担段階	対象者	負担限度額（日額）				食費
		部屋代（居住費 / 滞在費）				
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者の方・生活保護受給者の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年額80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方…非該当 右表内は目安金額を記載	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,970円	1,640円	1,380円

※ 表内の“世帯全員”には**世帯が異なる配偶者を含みます**。

※ 第4段階の金額は目安として平均的な額を記載していますが、食費・部屋代は施設ごとに異なります。

※ ()内は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

次の①～③のいずれかに該当する場合は、4ページの軽減対象となりません。



- ① 被保険者の属する世帯内（住民票上の世帯）で、被保険者本人も含めて世帯員のどなたか一人でも市民税が課税されている「課税世帯」である場合
- ② 被保険者の配偶者（世帯が異なる場合も含む）が市民税を課税されている場合
- ③ 預貯金等の合計が、配偶者がいる方は2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円を超える場合



認定を受けられている方に「負担割合証」をお送りします

給付係 TEL0957-61-9101

- 要介護（要支援）認定を受けられている方、総合事業の対象者と認定されている方を対象に、自己負担割合（1割、2割または3割）を証明するものとして『**介護保険負担割合証**』（黄色）を発行します（7月中旬に発送予定）。
- 介護サービスを利用される場合は『**介護保険被保険者証**』と一緒に、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス事業所、介護保険施設へ**必ず提示してください**。
- 負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までの最大1年間です。
- 介護保険サービスの自己負担割合

所属区分		自己負担割合
右記の①と②の両方を満たす方	① 65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得額が (Ⅰ) 1人の場合340万円以上 (Ⅱ) 2人以上の場合、合計で463万円以上	3割
右記の①と②の両方を満たす方で3割負担とならない方	① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得額が (Ⅰ) 1人の場合280万円以上 (Ⅱ) 2人以上の場合、合計で346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方（64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等）		1割

いつもまでも元気で過ごすための運動教室のお知らせ！

地域支援係 TEL0957-61-9102

介護保険課では、65歳以上の方を対象に島原半島3市で介護予防教室を開催しています。住み慣れた地域で、いくつになっても自分の足で歩けるように足腰を鍛えることを目的としています。運動を習慣にして筋肉を増やすことで、介護の必要ない体づくりを一緒に行っていきましょう！！



■ コグニサイズ

場所 島原市福祉センター

日時 毎週火曜日 ①9時～10時30分 ②10時45分～12時15分

※①と②は同じ内容ですので、どちらかにご参加ください。

■ 健康ヨーガ法を用いた健康生活回復講座

場所 有明福祉センター

日時 毎週月曜日 10時～12時

■ 貯筋教室一覧表

区分		月	火	水	木	金
島原市	午前 10:00～11:30		安中公民館	三会公民館 イオン教室 (イオン島原店)	有明公民館	島原市 福祉センター
	午後 14:00～15:30			白山公民館	島原市 福祉センター サーキット・スロトレ※	杉谷公民館
雲仙市	午前 10:00～11:30		国見町 文化会館	小浜老人 福祉センター	愛野保健 福祉センター	千々石保健 センター
	午後 14:00～15:30		吾妻保健 センター		南串山保健 福祉センター	瑞穂町公民館
南島原市	午前 10:00～11:30		加津佐青年・ 婦人会館 加津佐町 公民館	布津公民館	有家 コレジヨ ホール	西有家 あけぼの会館
	午後 14:00～15:30		原城オアシス センター 深江公民館	布津湯楽里 (男性のみ)	北有馬 保健センター	口之津 保健センター

※サーキット・スロトレ：体力に自信のある方向け

地域リハビリテーション活動支援事業の紹介

地域支援係 TEL0957-61-9102

介護予防の取組みなどを行う団体などを対象に、リハビリテーションに関する専門的な知識を有する者を派遣する地域リハビリテーション活動支援事業を実施しています。

対象者：①市内において介護予防などを行う 65 歳以上のもので構成されている団体

②介護保険サービス事業所

利用料：無料

内容：グループの活動や介護保険事業所職員の資質向上に取り入れるための運動の方法を指導

回数：運動を実施していないグループ 6 回以内／年

運動を実施しているグループ 2 回以内／年

介護保険サービス事業所 2 回以内／年

問い合わせ先：介護保険課 地域支援係 ☎61-9102

島原半島認知症ケアパスの紹介

島原半島において、認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した段階から状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを本組合が標準的に示した「認知症ケアパス」を作成しました。本組合のホームページからダウンロードできます。また、各医療機関、地域包括支援センターや福祉課、居宅介護支援事業所に配布しておりますのでご利用ください。



「養生訓（ようじょうくん）」

養生訓とは、正徳二年（一七二二年）に福岡藩の儒学者、貝原益軒（かいばらえきけん）先生によって書かれた養生（健康、健康法）についての指南書です。

《書の構成》

- ・ 第一巻（総論上）
- ・ 第二巻（総論下）
- ・ 第三巻（飲食上）
- ・ 第四巻（飲食下）
- ・ 第五巻（五官）
- ・ 第六巻（慎病）
- ・ 第七巻（用薬）
- ・ 第八巻（養老）

食事や生活の指南内容が具体的に書かれており、それらの背景にある健康観や医療観が見事に一致していると評価されていますので、数百年経ったいまも「養生訓」が多くの方々に愛されています。

特に、生活習慣病の予防のために多飲多食をさげ、あるいは肥満と高血圧を予防するために適度な運動をするなどが、推奨されていますので、今日の介護予防事業にもつながります。

介護保険認定調査員（登録調査員）の募集

本件のお問合せ ≫ 介護保険課認定係 TEL0957-61-9103

「認定調査」とは、要介護認定を申請した際、原則として1～2週間以内に認定調査員が自宅などを訪ねて、申請者の心身の状態についての聞き取り調査を行うことです。

- **業務内容** 対象者を訪問し、介護保険に必要な調査及び調査票の作成・提出
- **募集地区** ・南島原市にお住まいの方
・雲仙市千々石町、小浜町、南串山町にお住まいの方
- **資格** 介護支援専門員、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士のいずれかの有資格者
- **報酬** 調査1件につき4,000円（交通費、社会保険、厚生年金、雇用保険なし）
- **勤務体系** 事務所への出勤はなく、対象者との日程調整により自宅または入所先等で調査を実施後、調査票を作成（パソコンによる入力）し、最寄りの市役所本所・支所へ調査票を提出する
- **雇用期間** 登録された日から、その年度の末日まで
※嘱託調査員による研修6日程度、県の研修1日あり
※勤務成績が良好な場合は、雇用期間を更新
- **要件** 現在、介護、医療、福祉関係の業務に従事されていない方
調査時など、所有する自動車を利用できる方（自動車は強制保険・任意保険に加入しているもの）
調査票の入力に使用するパソコン（Windows7以上）をお持ちで、基本的なパソコン操作が可能な方
平成31年4月1日時点で65歳未満の方
- **募集期間** 令和元年7月1日（月）から同月31日（水）17：00まで（郵送必着）
- **応募方法** 電話でお問い合わせのうえ、下記の書類を介護保険課へ持参又は郵送してください。
 - ・履歴書
 - ・資格要件を証明する書類（コピー可）
 - ・運転免許証（コピー可）
 - ・調査に使用する車両の車検証、自賠責保険証、任意保険証（コピー可）※履歴書・その他書類につきましては、返却いたしません。
※応募いただきましても必ず登録されるとは限りません
- **選考方法** 面接、作文による選考を行います。選考日は後日、対象者へ直接連絡します。
- **問合せ・申込み先** 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 認定係
〒859-1492 長崎県島原市有明町大三東戊1327番地 島原市役所有明庁舎3階
TEL：0957-61-9103 FAX：0957-61-9104



非常勤職員の募集について

本件のお問合せ ≫ 介護保険課総務企画係 TEL0957-61-9101

島原地域広域市町村圏組合では、次の非常勤職員を募集しています。詳しくは、ホームページ（公式WEBサイト）の「採用情報」をご覧ください。

また、ハローワークでも求人として掲載しています。

≪介護予防事業非常勤職員の募集について≫

介護保険の地域支援事業（介護予防教室での指導、訪問指導、対象者把握など）にかかる業務

募集人員 2名

勤務場所 主に島原市内で勤務いただける方 介護保険課（島原市役所有明庁舎）

応募資格 理学療法士、介護予防運動指導員、介護福祉士、レクリエーション指導員

≪認知症初期集中支援事業非常勤職員の募集について≫

認知症初期集中支援チームのチーム員として、訪問による把握や支援を実施する業務

募集人員 1名

勤務場所 介護保険課（島原市役所有明庁舎）

応募資格 介護支援専門員、社会福祉士のいずれかの資格を有している人で、認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務に3年以上携わった経験がある人